

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究」

「アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム」 事業報告

令和5年2月13日



藤田医科大学
FUJITA HEALTH UNIVERSITY



一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構

Institute for Health Economics and Policy

実施協力：厚生労働省老健局 愛知県豊明市

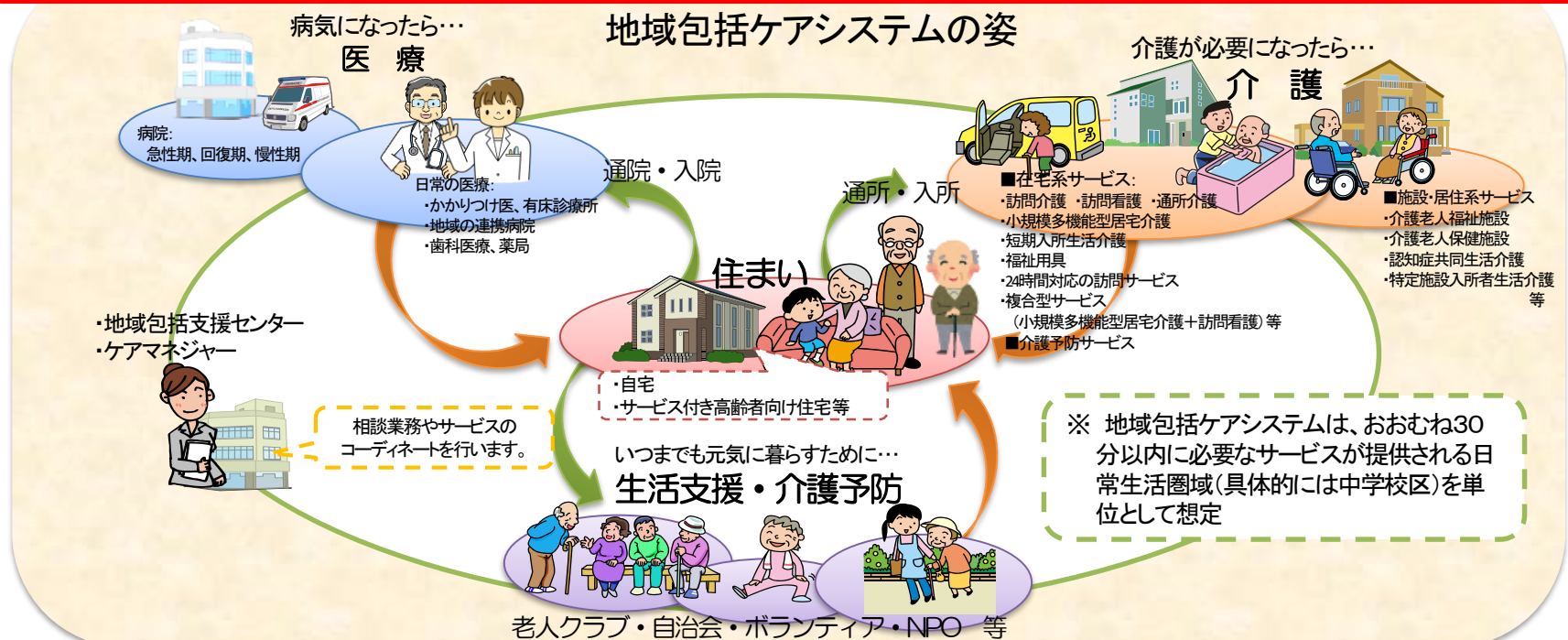


Institute for Health Economics and Policy

地域包括ケアシステムの構築と 保険者機能の抜本強化

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる**2025年を目途に**、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護保険制度における市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、**介護保険の保険者**とされた。
- **3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。**

都道府県の役割

- 介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条（略）

- 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、**被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。**

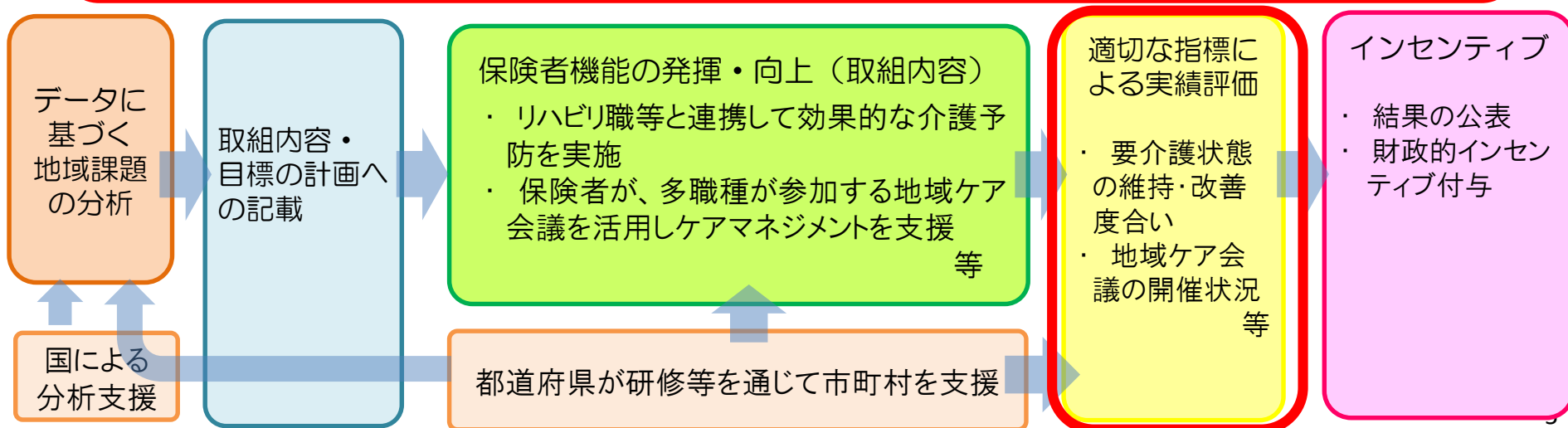
保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

平成29年法改正による見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与
 を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携

（略）

平成二十九年の法改正では、市町村の保険者機能の強化を図るとともに、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支援を法律上に位置付け、明確にしたところである。また、この一環として、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止等に関する取組を評価指標の達成状況に応じて支援する交付金として保険者機能強化推進交付金を創設し、さらに、令和二年度からは、介護保険保険者努力支援交付金を創設してその拡充を図ったところである。都道府県が市町村を支援するに当たっては、これらの交付金の管内市町村に係る評価結果を活用し、小規模市町村をはじめ、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行い、地域全体の底上げを図っていくことが重要である。

（略）

十二 **介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進**

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。このため、平成二十九年の法改正により、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努めることが定められた。あわせて、当該実績評価については、市町村は都道府県に結果を報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果と併せて厚生労働大臣に結果を報告することとされた。

厚生労働省（地方厚生（支）局を含む。）においては、こうした仕組みも活用し、報告された市町村及び都道府県における実績評価や、保険者機能強化推進交付金等の評価結果も含む地方公共団体の取組状況の分析や好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を行うなど、PDCAサイクルを通じて、より効果的な市町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置を講ずることとする。

都道府県においては、市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差について、要因分析を行い、支援を確実に行うことが必要であり、市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すとともに、小規模自治体をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行うことが重要である。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定されるため、各市町村においては、**それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進**していくことが求められている。（略）

具体的には、保険者である市町村においては、**①それぞれの地域の実態把握・課題分析を行い、②当該実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、という取組を繰り返し行い**、保険者機能を強化していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要である。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。

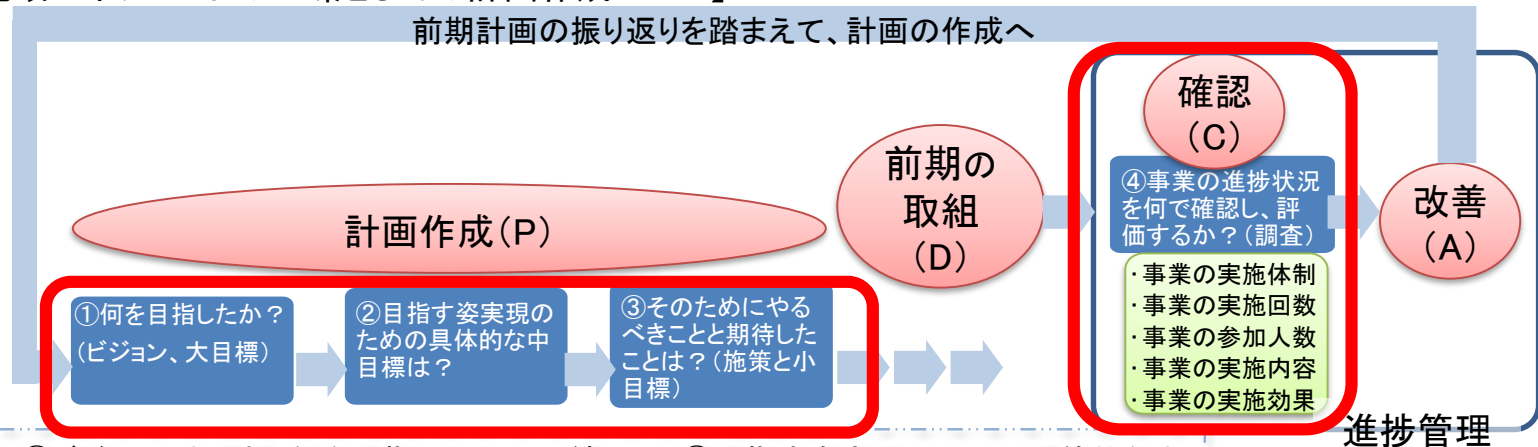
このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、**要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。**

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。

前期計画の振り返りを踏まえた計画の作成

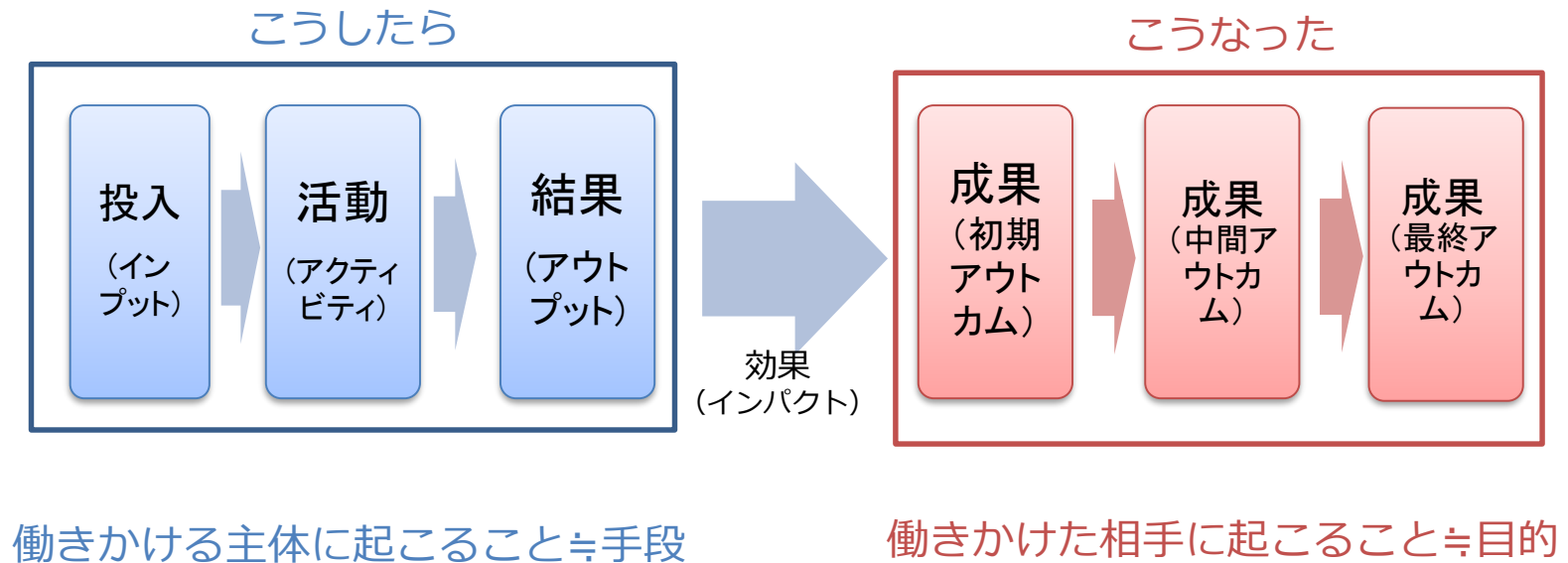
- 第7期計画から自立支援・重度化防止の「取組と目標」を記載することが必須となり、計画期間において毎年度、実績を考察して自己評価しているところ。
- また、次期計画の作成において、多くの自治体で在宅介護実態調査等を踏まえ、家族の負担を軽減し介護離職を防止することに資するサービス提供体制の構築を目指してサービス量を見込むとともに、毎年度、それらサービスの実績値と計画値との乖離状況とその要因について考察いただいているところ。
- 次期計画の作成にあたっては、こうして毎年度、前期計画の進捗管理において把握された地域の課題や解決方法を踏まえて、必要に応じて実態把握のための調査・ヒアリングを実施し、これらを関係者と議論することで認識を共有しながら考察することが求められる。
- これら議論においては、各地域で①何を目指したか？、②目指す姿実現のための具体的な中目標は？、③そのためにやるべきことと期待したことは？、を考察し、次期計画期間で実施すべき施策とその効果を見込んだ上で、計画に記載することが求められる。

【地域マネジメントの一環としての計画作成フロー】



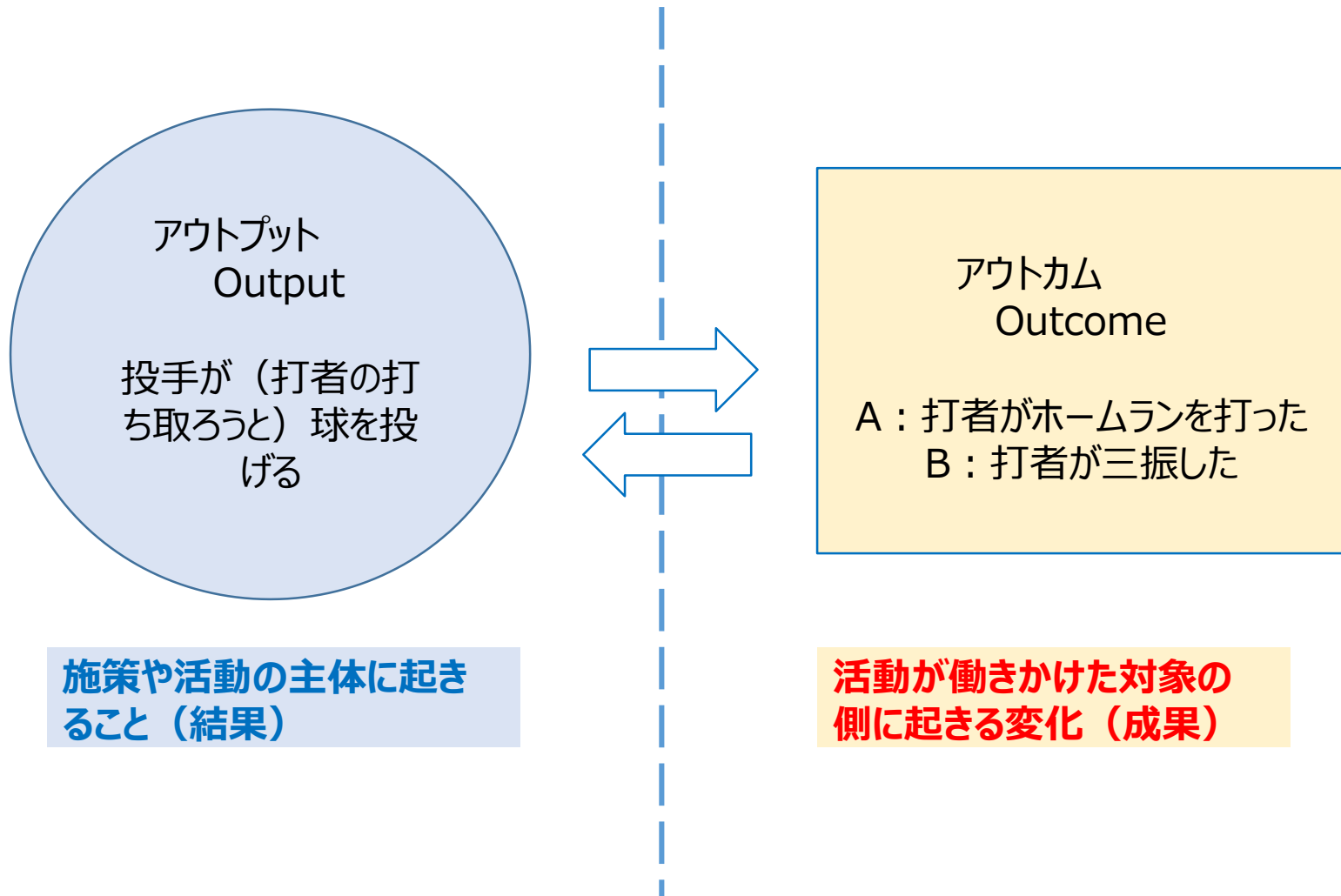
- ①ビジョン、大目標(何をを目指したか？)、続いて、②目指す姿実現のための具体的な中目標を設定する。
- さらに、③施策と小目標(そのためにやるべきことと期待したことは？)を検討する。
- 併せて、④事業の進捗状況を何で確認し評価するかを検討する。

ロジックモデル：投入・活動・結果・成果の論理構造図



図：W.K.Kellogg Foundation. Logic Model Development Guide, 2003、Rossi, et al. プログラム評価の理論と方法、をもとに作成

アウトプットとアウトカム



出典：国際医療福祉大学教授埴岡健一氏講演資料をもとに作成

令和4年度 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標（概要）

《市町村の評価指標》

指標項目	点数 【推進交付金(支援交付金)】
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 ・「見える化」システム活用等による当該地域の介護保険事業の特徴把握 ・認定者数・給付実績等の定期的モニタリングの実施 ・地域差分析、介護給付費の適正化の方策、実施 ・住宅型有料老人ホーム、サ高住の必要な情報等の活用 ・リハビリテーション提供体制に関する分析・改善等	115点(35点)
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等 (2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 ・市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知 ・地域ケア会議における個別事例の検討件数割合 (3) 在宅医療・介護連携 (4) 認知症総合支援 ・介護保険事業計画等に具体的な計画を定め、進捗管理 ・早期診断・早期対応に繋げるための体制構築 (5) 介護予防／日常生活支援 ・体操等の通いの場への65歳以上の方の参加率 ・介護予防と保健事業の一体的実施 ・関係団体との連携による介護予防への専門職の関与 ・社団法人・医療法人・民間サービス等と連携した介護予防の取組 ・介護予防におけるデータ活用 ・高齢者の社会参加を促すための個人インセンティブ	900点(635点) 100点(0点) 105点(60点) 100点(20点) 100点(40点) 240点(320点)

指標項目	点数 【推進交付金(支援交付金)】
(6) 生活支援体制の整備 (7) 要介護状態の維持・改善の状況等 ・要介護認定者の要介護認定の変化率 ・健康寿命延伸の実現状況(要介護2以上の認定率)	75点(15点) 180点(180点)
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 (1) 介護給付の適正化 ・ケアプラン点検の実施状況 (2) 介護人材の確保 ・介護人材確保に向けた取組 ・介護人材定着に向けた取組 ・多様な人材・介護助手等の元気高齢者の活躍に向けた取組 ・高齢者の就労的活動への参加に向けた取組 ・文書削減の取組	360点(60点)) 260点(0点) 100点(60点)
プロセス指標	合計点数 【推進交付金(支援交付金)】
・PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化 ・ケアマネジメントの質の向上 ・多職種連携による地域ケア会議の活性化 ・介護予防の推進 ・介護給付適正化事業の推進	I 115点(35点) II 900点(635点) III 360点(60点)
アウトカム指標	
・要介護状態の維持・改善の度合い	計 1,375点(730点)

「必要性」・「効率性」から「有効性」へ

A. 事業の「必要性」に着目した検討

- 「〇〇法や通知に基づいて…」
- 「最近、深刻になってきています…」

予算獲得、インプット志向が強すぎる
まあ、誰でもわかること、議会答弁ならそれでよい
「大切なのは、それでどうするか」

カネをつけるだけの
補助金行政

B. 事業の「効率性」に着目した検討

- 「きちんと競争入札して…」
- 「段階的に行政の負担を減らしながら…」

ムダ削減から攻める議員や市民も皆無ではないが、
いまだき、それでは社会はよくならない
社会が求める本来の行政の役割は発揮できない
そもそも、ちゃんとやればいいだけのこと

平成の事業仕分け

C. 事業の「有効性」に着目した検討

- 目的達成のため、より効果の高い方策は？
 - 事業を進め見えてきた成果を踏まえた改善
 - 政策が想定どおりに進まない場合、思い切って政策手段の入替えや、別の政策に転換
- 直面するボトルネックは何か、どう越えるか？
 - 事業が導き出すアウトプットから、政策目的の対象に起きる望ましい変化であるアウトカムをいかに引き出すか
 - 当初のアウトカムをいかに拡大し、中期や長期のアウトカムにつなげるか
 - アウトカムやインパクトの創出にこだわる

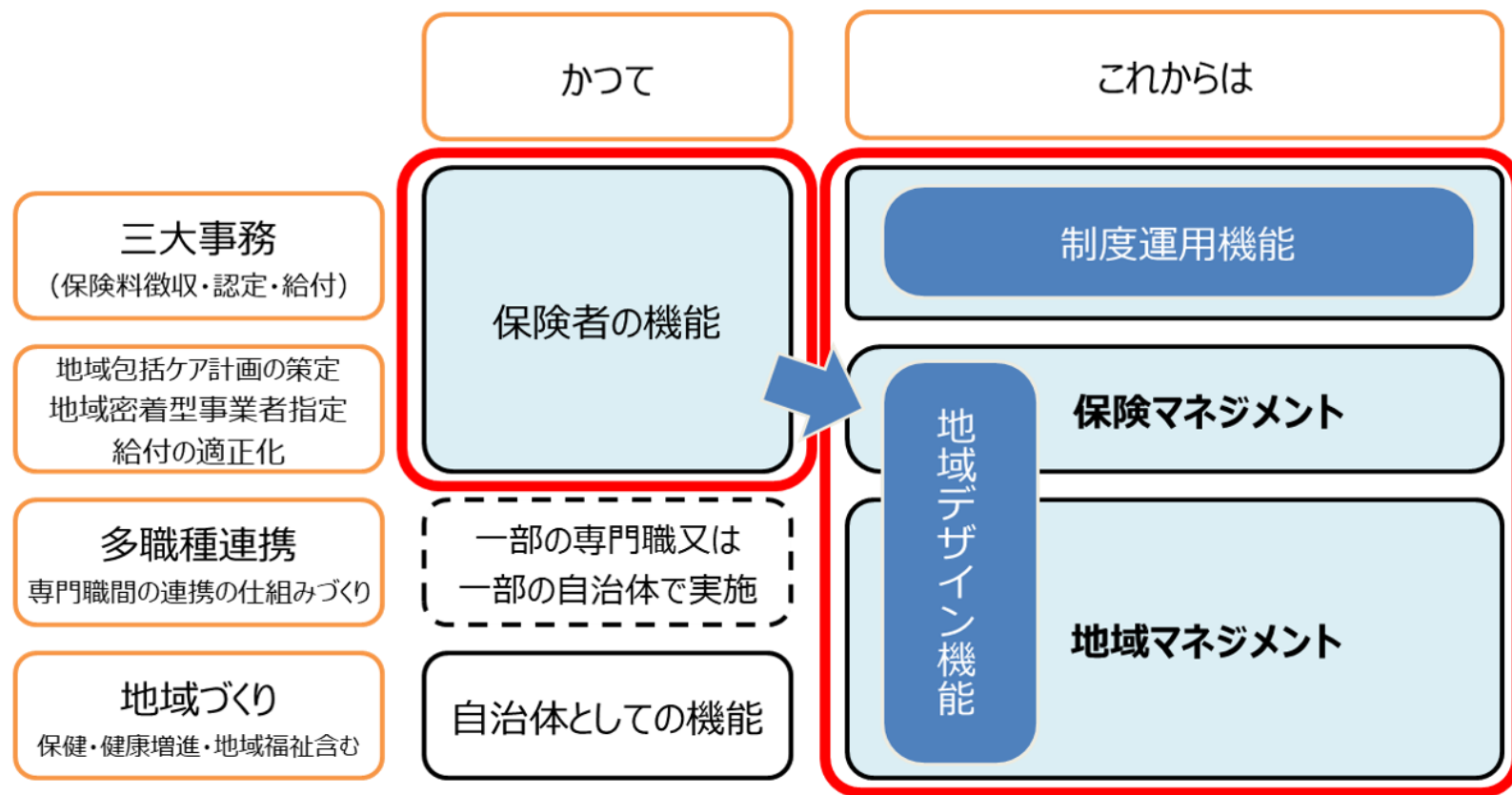
そもそも、政策や事業の対象である社会は多様で課題解決は難しいことを前提に知恵を出し合う
複雑で変化の速い社会であっても、政策立案の精度をさらに向上させ、しっかりと結果を出せる行政に

やるべきはこれ!!

出典：令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究事業・アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム」資料（PHP総研主席研究員 亀井善太郎作成）

保険者機能とは

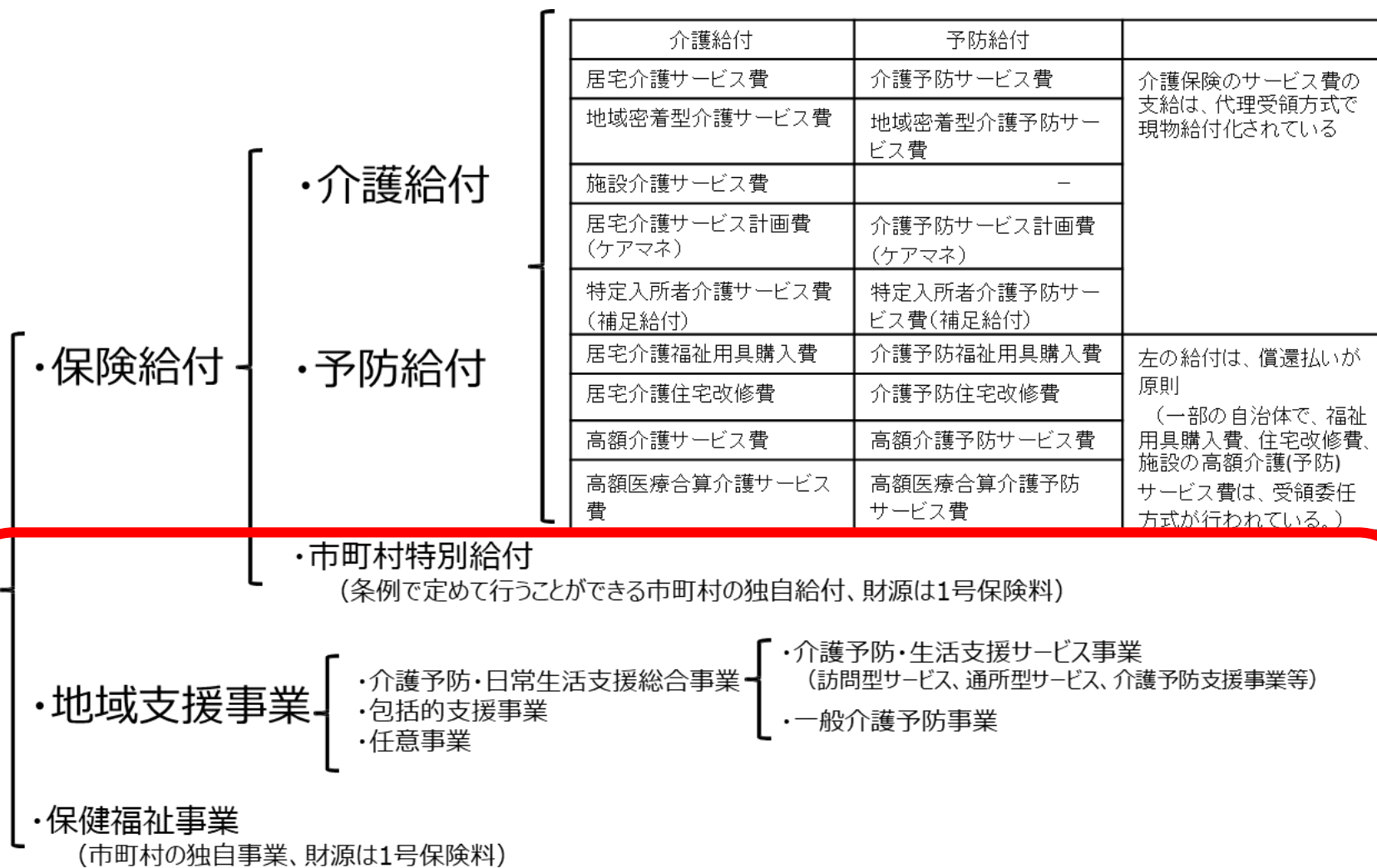
「保険者機能の強化」への対応



出典：三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「＜地域包括ケア研究会＞2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム-「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会」、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究事業（平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

- ・多くの保険者（介護・高齢者部署）において業務での「地域づくり」は新しい業務。（保健師は例外（地域の健康づくり））
- ・保険者が「視点を持つ」とこと、直接（直営）事業を担うことは同義ではない。（高齢者・フレイル・認知症等の特性を熟知）
- ・この部分は保険者（介護・高齢者部署）のみが担うのでは無いことに十分留意する。
（商工部門⇒（地元民間企業））（地域振興・協働（NPO））（生涯学習・公民館（社会教育団体））
- ・企画・財政部門もこのトレンドについては知ってもらう必要がある。（定数・予算上の考え方との乖離）

介護保険事業として実施すること



出典:厚生労働省資料

給付と地域支援事業の違い

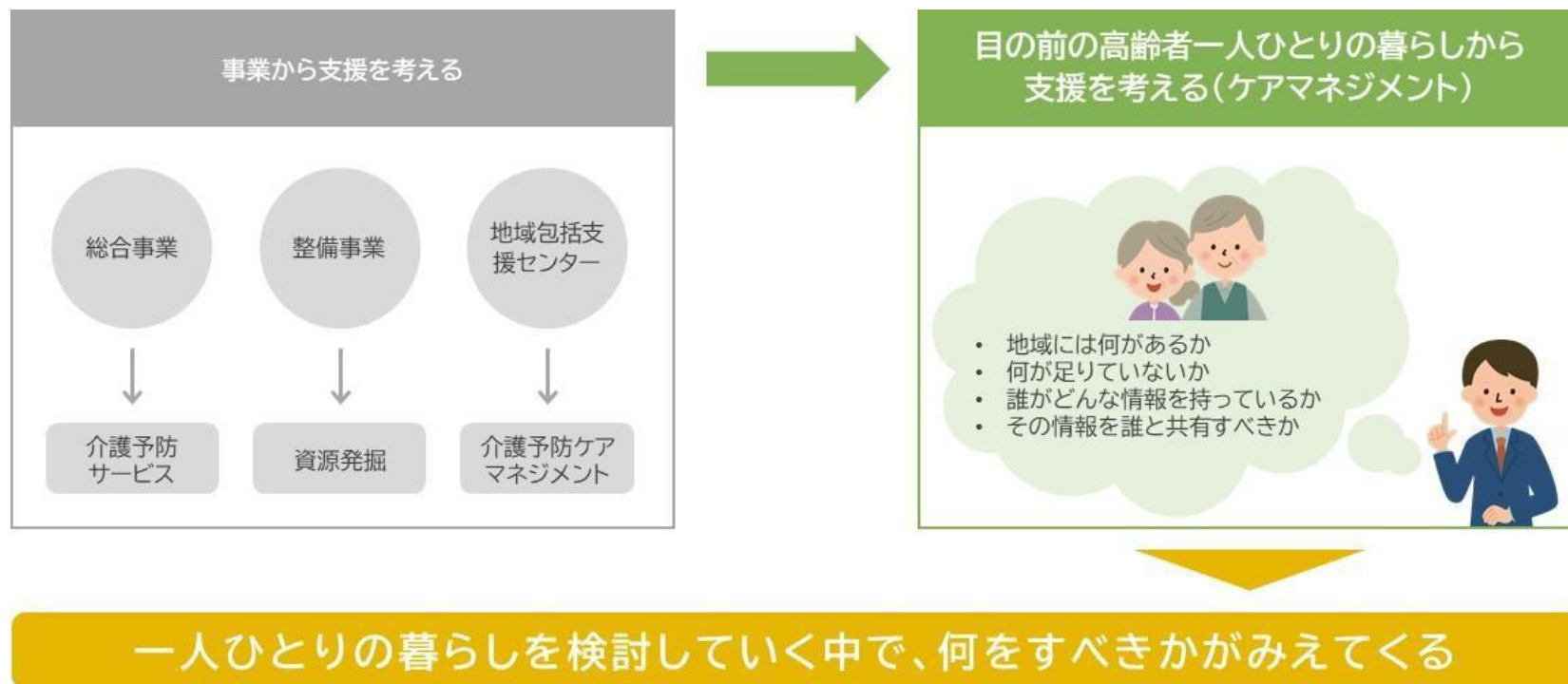
【給付】

- 事業者 自由参入（指定）
- 基準 国が決める
- 単価 国が決める
- 量 限度額内で利用者が決定
- 財政 決算主義

【地域支援事業】

- 事業者 直営、委託、補助
- 基準 市町村が決める
- 単価 市町村が決める
- 量 市町村が決める
- 財政 予算主義

「一人の暮らしを支える」ことから考える



出典：令和 2 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進に向けた 研修カリキュラムの開発に関する調査研究事業 報告書・わがまちの総合事業・生活支援体制整備事業を立ち止まって考える 地域づくりの実践に向けた道しるべ」令和 3 年（2021 年）3 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

課題解決の思考法

自治体行政における課題解決は、二つの階層で思考を重ねることが求められる

「行政」を主語、「当事者の課題」を目的に
事業等の設計を考える



「当事者」を主語に、直面する課題を考える

行政は、当事者の「躓き」を解決・縮小するため、その
「支え」となる事業や体制の整備に取り組む

- 当事者＝高齢者、家族等
 - 躓きの理解には、右の思考が不可欠
- 行政の本分は「支え」をしっかり構築すること
 - 専門家や地域社会とチームを構築
 - 当事者を暮らしの中で支える

当事者が直面する「躓き」は何か

- 具体的にどのようなものか
- そのきっかけは何か
- 躓く原因は何か
- 暮らしの常態はどんなものだったか
- 現状と比べると何が違うか
- 当事者の生きがいへの影響は何か

あらゆる課題解決プロセスのゴールはここ!!

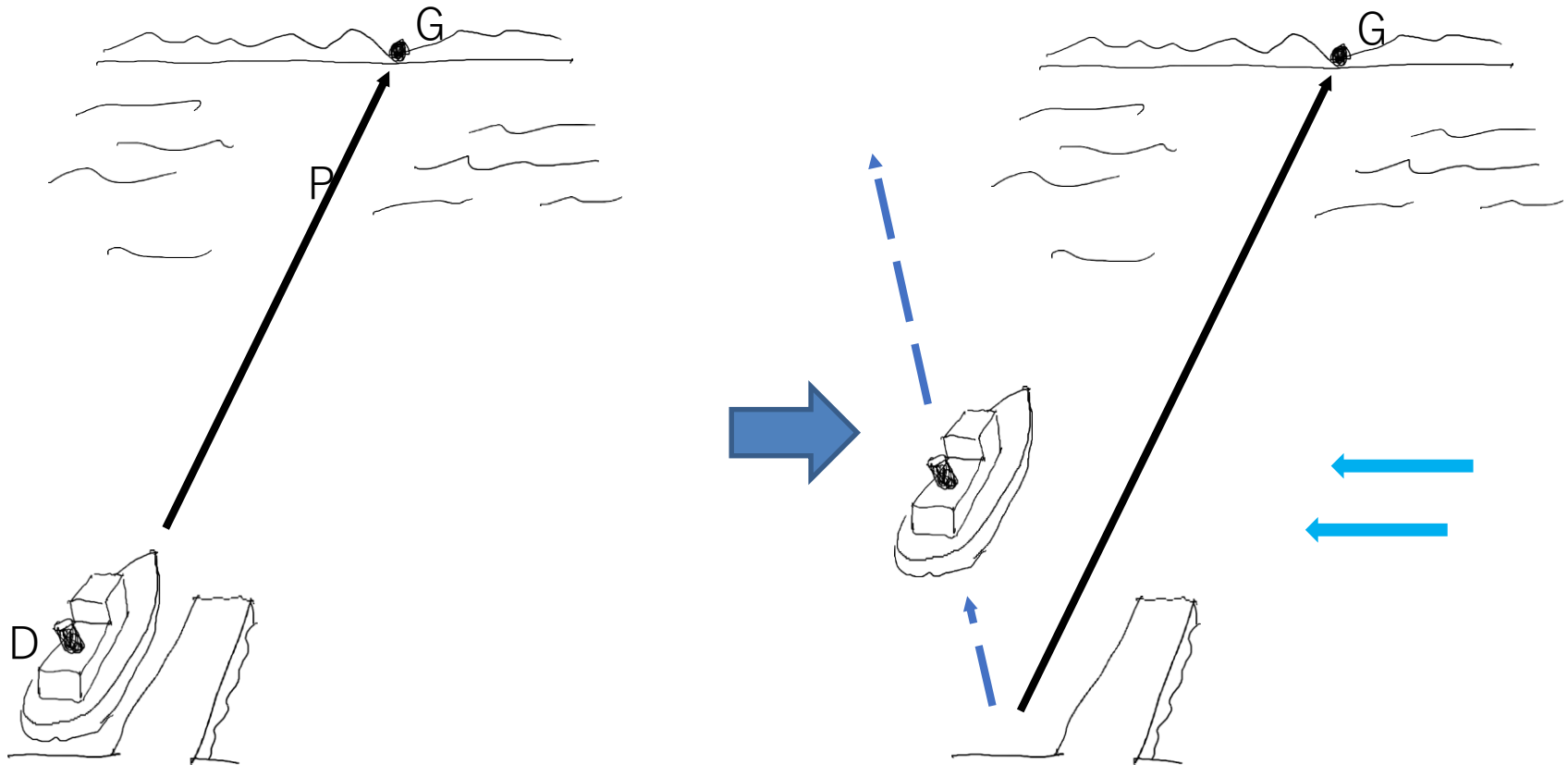


課題解決のスタート(課題設定)はこれ!!

出典：医療経済研究機構 令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究事業・アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム」資料（PHP総研主席研究員 亀井善太郎作成）

アジャイル型政策形成

行政の無謬性



- 船が海を渡って、目的地 G をめざして出航する。
- 航路を一定速度で、T時間をかけて到達する予定。
- これが「P」

- この海域では、右から左への潮流があり、船は次第に左へ流される。
- このままの進路を進むと、目的地とはかなり離れたところに到着する。
- しかし、自分たちの進む進路は正しいと信じ、そのまま進み続ける態度が「無謬性」

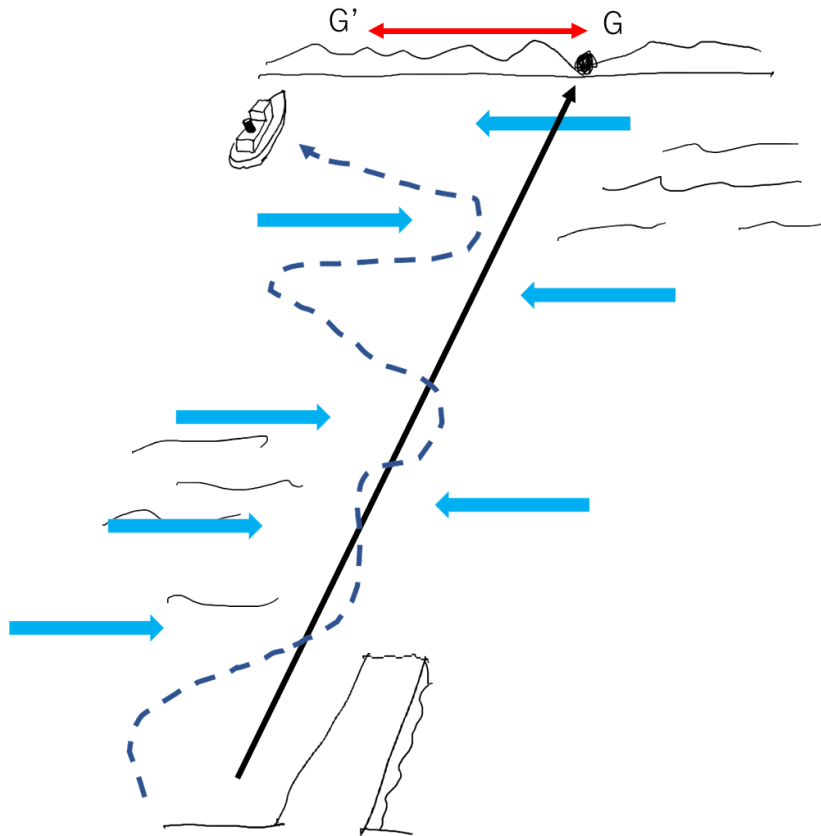
行政機関の「計画」に対する考え方

行政機関では「計画通りに実施する」という意味での計画性を重視するあまり、柔軟に計画を変更するマネジメント・サイクルとは矛盾してしまう。

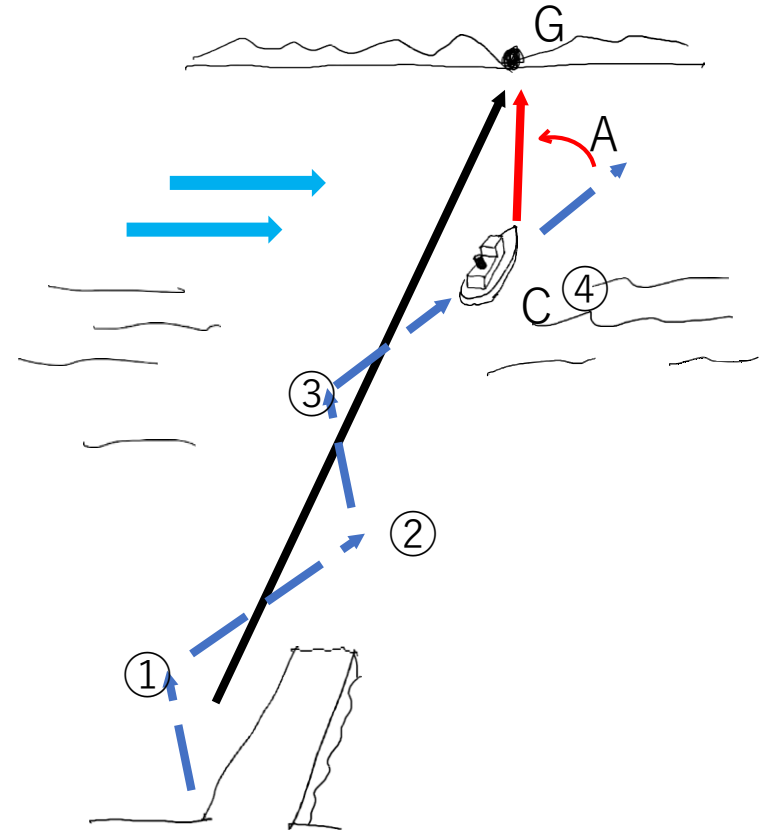
	行政機関が予定どおりに予算や事業を執行するための計画	P D C A マネジメント・サイクル における計画「P」
性格	計画は当初決めたとおり実行するもの	計画は柔軟に改善、修正、変更するもの
内容	(予算に基づく) 事業の一覧・体系	とるべき作戦活動の体系
策定目的	予算執行の根拠として参照し、確実に事務・事業を執行するため	成果(アウトカム) をどのようにして実現するのかを記述し、共有するため

出典：北大路信郷「市民協働型プログラム評価におけるロジック・モデルの活用」 習志野市 講演資料2015年5月を一部改変

これまでの政策形成 と アジャイル型政策形成



- 船が向こう G' に到着後、当初の目的地 G との乖離を調べ、評価する。
- その結果を、次の航海にフィードバックする？
- 次の航海は改善されるのか？



- 「P」に従って、目的地 G に向かうとき、できるだけ位置測定と航路修正「C」の頻度を増やすことによって、予定していた航路からのズレを減らし「A」、短い時間、短い距離を 航行して目的地に到着する。

これまでの政策形成

- ・目的地までの航路を決定したら、それがベストであるとの前提の基に、途中での航路修正をすることなく航行。対岸に着いて、目的地とのズレが生じる。

⇒「無謬性」の発想。

- ・船が対岸に着いてから、当初の目的地との乖離を調べて、評価を行う。

⇒評価を実施するタイミングでは次の航海は始まっており、評価結果が航海の改善に活かされるのか分からない。



アジャイル型政策形成

- ・目的を明確に定め（KPI）、達成のための方法を明示する（ロジック・モデル）。できるだけ多くの頻度、短い間隔で位置測定と航路修正を行う。具体的な航路修正の方法（方向、速度、舵操作）を用いる。

- ・正確な位置を把握するための情報システム（RWD）および機敏な航路修正の方法についてのメニュー（Plan B、Plan C・・・）の用意が必要。

- ・位置測定、航路修正について、政策評価で培ってきた知見が有効。

アジャイル型政策形成に求められるもの

＜政策の設計段階＞

- 政策の目的（ゴール）を明確に設定
- 政策の目的と手段の論理的関係（ロジック）について整理
- 実施段階で効果を検証するための方法を設定（指標設定、データの取得、活用方法等）

＜政策の実施段階＞

- 政策を実施しながら、政策の効果をリアルタイム（短いサイクル）で把握・検証
- 設定した「ゴール」の達成に向けて、政策手段を柔軟に改善

⇒ **実行・効果検証・政策改善のサイクルをスピーディに回していく**

出典：総務省 第26回政策評価審議会（第29回政策評価制度部会との合同）（令和4年1月31日開催）
資料1「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について」

目指す姿（ありたい状態）・現状・課題・解決策のイメージ



目指す姿：山頂
現 状：今いるところ
課 題：山頂と今いるところの差(高さ、距離)

解決策：山頂までたどり着くためのルート(道すじ)、方法(徒歩、山登りの道具、車、ヘリコプター等)

出典：令和 2 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進に向けた 研修カリキュラムの開発に関する調査研究事業 報告書・わがまちの総合事業・生活支援体制整備事業を立ち止まって考える 地域づくりの実践に向けた道しるべ」令和 3 年（2021 年）3 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

ロジックモデルとは

- ロジックを整理・明確化するのに有用なツールがロジックモデルです。
- ロジックモデルは、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの「経路」（ロジック）を端的に図示化したものです。政策の基本的な枠組みが見える化されます。
- 一連の政策プロセスにおいて、ロジックモデルの基本的役割（作成・活用の意義）は、3つあります。



ロジックモデルの基本的役割（作成・活用の意義）

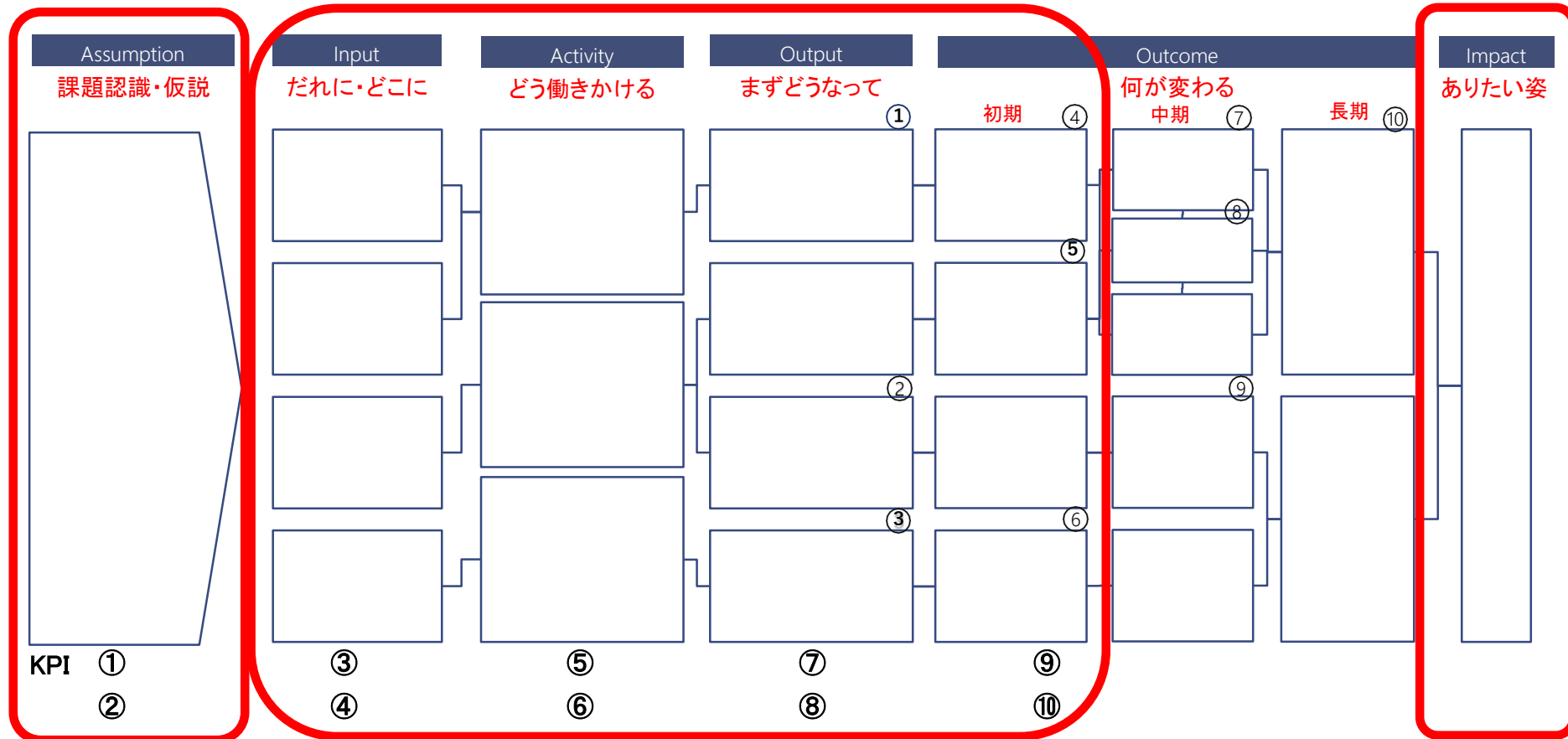
政策形成・
ブラッシュアップ

対外的な
コミュニケーション

モニタリング・効果検証

ロジックモデルの様式

- ロジックの整理・明確化には、「誰に・どこに」に着目する様式の活用も有用



(出所) 亀井善太郎「第12回～第15回府省庁横断勉強会（EBPMワークショップ）用テンプレート」（2022年8月10日、23日、25日、30日）を一部改変し、内閣官房行政改革推進本部事務局作成

アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム



蒲原 基道

日本社会事業大学専門職大学院 客員教授
元厚生労働省 事務次官

昭和57年に厚生省に入省し、大臣官房政策課企画官、大臣官房長、老健局長、事務次官等を歴任。老健局長のときには、平成29年介護保険法改正を行い、地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に尽力。退官後、日本社会事業大学専門職大学院福祉マネジメント研究科客員教授、社会福祉法人友愛十字会理事長等に就任。地域共生社会や介護保険、障害福祉政策をテーマに各地で講演を行っている。

MENTOR メンター



亀井 善太郎

PHP総研主席研究員
立教大学院特任教授



岩名 礼介

三菱UFJリサーチ & コンサルティング
主席研究員
中央大学大学院客員教授



三原 岳

ニッセイ基礎研究所
ヘルスケアリサーチセンター
主任研究員



高橋 拓朗

NTTデータ経営研究所
地域未来デザインユニット
マネージャー



都築 晃

藤田医科大学 講師
地域包括ケア中核センター
博士（医学）
理学療法士/介護支援専門員



池田 寛

藤田医科大学
地域包括ケア中核センター課長
社会福祉士/介護支援専門員



服部 真治

医療経済研究機構
政策推進部副部長（企画推進担当）
研究部主席研究員



松本 小牧

豊明市
市民生活部 市民協働課 課長
医療経済研究機構
客員研究員



藤田医科大学
FUJITA HEALTH UNIVERSITY



一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構
Institute for Health Economics and Policy





インプット講義

課題を見極めるための地域分析の方法や、地域の関係者に働きかけていく際に必要不可欠な知識、ノウハウを提供します。



実践・体験

各回の終了後～次回までの約1か月間、チームで通常事業における実践、振り返り検討等を行います。



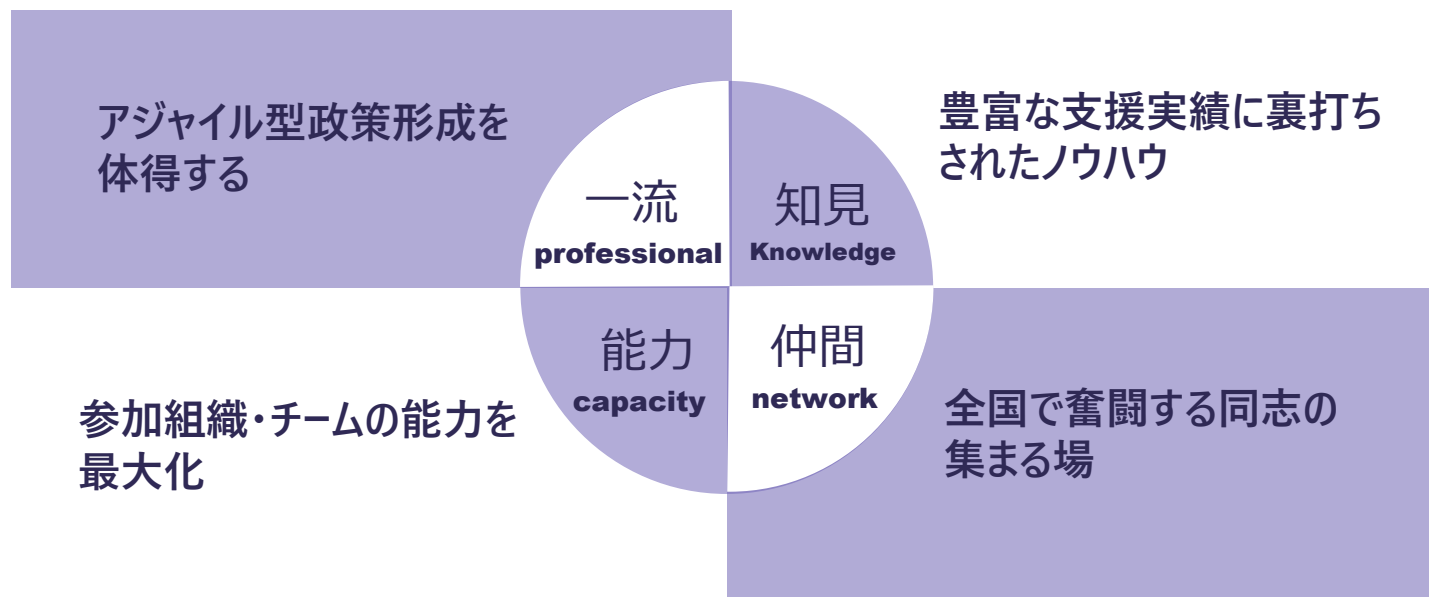
進捗報告・情報共有

実践を通じて感じた手ごたえ、うまくいかなかったこと、それを踏まえてこれから実施したいことなどを報告します。

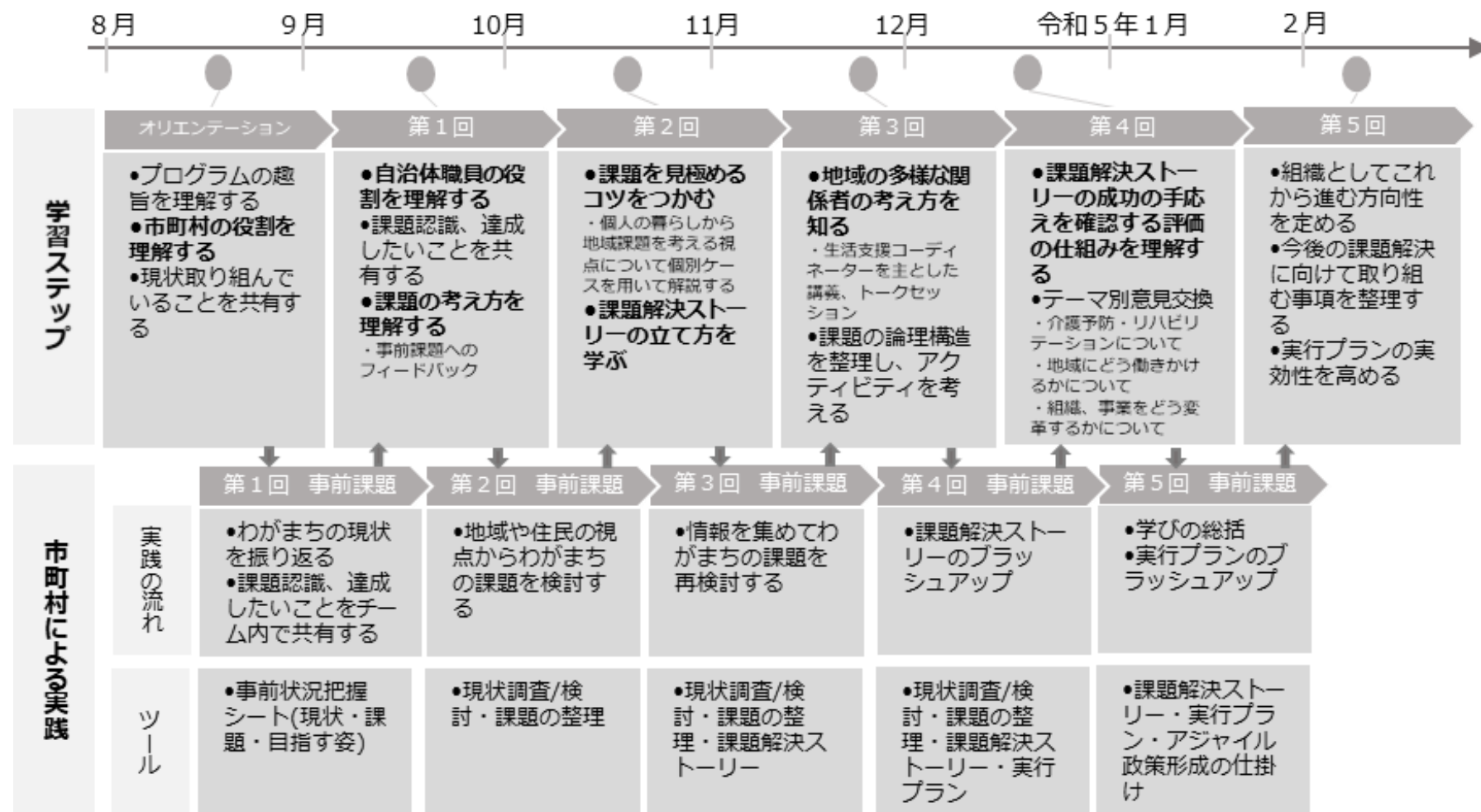


メンタリング（面談）

メンターが各自治体の取組に応じたフィードバックを行います。各回のほか、オンラインチャットによりいつでも相談可能です。



SCHEDULE アジャイル型地域包括ケア共創PGの流れ



※各回、2日間実施。事前課題について別途、フォローアップを実施。

TEHME テーマ別PG参加市町村一覧

テーマ（事業等）	自治体	タイトル
ポピュレーションアプローチ（一般介護予防事業、多様な活動、参加の場）	安八郡広域連合	【神戸町】身体状況の変化にとらわれず、周囲の協力を得ながら自分の望む生活を継続させていこう！ 【輪之内町】高齢者の今までの暮らしの継続を可能にする地域づくりの推進 【安八町】高齢者の暮らしを守る“チームあんぱち 大作戦！”
	高知県宿毛市	これからも「ここで生活している自分」を想像できる宿毛市を目指して
リエイブルメント（短期集中C、地域ケア会議、生活支援体制整備事業、地域リハビリテーション活動支援事業）	千葉県八街市	やりたいことを諦めてほしくない ～少しつまずいても元の暮らしを続けられる街へ～
	神奈川県大井町	高齢者が「元の生活」を取り戻し自分らしい暮らしを続けるためにできること
生活支援（食の確保）	岐阜県中津川市	「食べることは生きる力」を支える地域づくり～中津川～
高齢者支援（尊厳保持、生きがい）	愛媛県宇和島市	地域の高齢者にとって「いい状態」を実現するための施策検討
	鹿児島県宇検村	『ごめんね』から『ありがとう』へ ～ここに居てもいいと思えるシマづくり～
ハイリスクアプローチ（対象者把握、インテーク、ケアマネジメント）	秋田県横手市	「小さなつまずき」を早期に発見し「自分らしい生活」を諦めない横手市へ
	静岡県磐田市	それは、あなたが望んでいる暮らしですか？ ～ 本人ができることを みつけて 支えて ～
	兵庫県赤穂市	「元の生活を取り戻す」しあわせ大作戦
	高知県須崎市	ちょっとつまづいた高齢者を弱り待ちにさせない支援体制づくり
包括的相談支援（重層的支援体制整備事業）	山口県宇部市	困りごとを気軽に相談できる地域をめざして ～それぞれの強みを生かした支援～